

# 令和7年度

## 消火栓配付モデル事業実施消防本部の募集について

一般社団法人全国消防機器協会

社会貢献委員会

一般社団法人全国消防機器協会（以下「協会」という。）におきましては、火災や地域の安全・安心に対する消防防災を取り巻く社会情勢を踏まえ、協会及び傘下の団体各会員の活動を通じて、火災・災害による被害の軽減や地域における安全・安心の向上など消防防災分野における社会貢献を積極的に行うこととしております。このため、平成16年7月に「社会貢献委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、活動しているところです。

今年度からは、共同住宅等の住宅防火対策の推進及び高齢者を含む不特定多数の者が出入りする防火対象物の火災拡大を防止する観点から、自衛消防組織への消火訓練等に関して支援ができる環境が整っている地区（消防本部をいう。）を対象に、自衛消防組織の初期消火対応の向上に資する訓練用の屋内消火栓（以下「消火栓」という。）を贈呈することとし、別添1のとおり「令和7年度 消火栓配付モデル事業実施要綱」を策定しました。

この要綱に基づき、消火栓の配付を行うモデル事業（以下「モデル事業」という。）を下記のとおり実施することとし、消防本部等に対して、当該モデル事業実施者の募集を行うことといたしました。

### 記

#### 1 配付モデル事業実施対象消防本部

配付モデル事業実施対象消防本部は、寄宿舎、下宿、共同住宅、老人短期入所施設等、障害児入所施設、障害者支援施設、老人デイサービスセンター等、身体障害者福祉センター等（以下「共同住宅等」という。）の用途に供されている防火対象物（一部を共同住宅等の用途に供しているものを含む。）を多く有し、かつ、共同住宅等における自衛消防組織の消火訓練等に関して助言、指導等の取り組みを実施している消防本部とする。

- (1) 配付モデル事業実施予定の消防本部は、申請される消防本部が管轄している地域全体において、特に共同住宅等における自衛消防組織の消火訓練等に関して助言、指導等の取り組みを実施している消防本部（消防署単位など）であること。
- (2) 配付モデル事業実施予定の消防本部内に屋内消火栓設備が設置された共同住宅又は併用住宅が存すること。
- (3) 自衛消防組織の協力により、配付した消火栓による消火訓練が適正に行うことができる環境が整っていること。
- (4) 原則として、配付モデル事業実施の消防本部は、過去に当社会貢献委員会から消火栓の配付を受けていないこと。
- (5) 配付モデル事業実施消防本部の決定後又は配付モデル事業の実施にあたっては、当該消防本部の住民や報道機関等に対し、配付モデル事業の内容・実施、初期消火活動の重要性等の情報提供を行い、その広報に努めること。

#### 2 贈呈予定の消火栓

贈呈する総数は、5台とし、消火栓格納箱、ノズル、ホース（平ホース又は保形ホース）、表示灯、発信機、媒介金具、架台及びキャスターで構成された訓練用のものとする。

### 3 消火栓贈呈式の実施消防本部の募集

配付モデル事業実施消防本部決定後において、1消防本部において贈呈式を当協会の主催により行う予定としており、協力いただける消防本部を募集します。

### 4 申請書

申請書は、別添2の「令和7年度消火栓配付モデル事業実施要綱 別記様式」による。

申請書の様式は、当協会HP <https://www.nfes.or.jp> からダウンロードできます。

### 5 申請期限

**令和7年5月30日（金）必着**

**（申し込みは、関係書類を電子メールで送信してください。）**

### 6 申請書提出先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目9番16号 日本消防会館12階  
一般社団法人全国消防機器協会「社会貢献委員会」

TEL 03-6263-8570 E-mail [kikikain@nfes.or.jp](mailto:kikikain@nfes.or.jp)

担当者 橋本／鈴木